

北九州市監査公表第13号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている建設局所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
グリーンパーク 活性化共同事業体	北九州市立響灘 緑地	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	公園管理課
九州造園・グリー ンワーク共同 事業体	北九州市立山田 緑地	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	公園管理課
	北九州市ほたる 館		水環境課

公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市立自転車駐車場（19施設）「通常施設管理」型	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	道路維持課
	北九州市立自転車駐車場（3施設）「通常施設管理＋自転車利用促進業務（提案）」型		
	北九州市立河内自転車貸出し施設		

2 監査の方法

(1) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年5月11日まで

4 監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア グリーンパーク活性化共同事業体

(ア) 公の施設の指定管理事務について

グリーンパーク活性化共同事業体が実施した令和3年度の響灘緑地の管理運営業務について、「響灘緑地（グリーンパーク）の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」に定める期日まで

に、事業報告書を提出していなかった。また、事業報告書等において誤った決算報告を行っていた。

協定書では、市及び指定管理者は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならないとしており、協定書に定める期日までに、業務報告書において、料金収入の実績や自主事業の実施状況等を、事業報告書において、料金収入の実績及び管理経費等の収支実績（収支決算書）や自主事業の実施実績等を報告しなければならないとしている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理事務処理に係るモニタリング実施項目」に基づき、本業務遂行状況を確認することとしている。

適正な事務処理をされたい。

なお、今回の指摘を踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、事務処理手順の見直し等も含め、必要な措置を講じることが望まれる。